

# ショッピング安心保険のあらまし

被保険者	補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方。 但し、保険金の請求はその物品を購入したカード会員に限ります。						
補償期間	カード会員が物品をカードで購入された日から90日間。						
補償対象	カード会員が日本国内及び海外でカードを利用して購入された物品。						
補償の対象となる事故	日本国内・海外で発生した火災・破裂・爆発・破損・盗難などの偶然な事故。						
補償限度額および注意事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1事故上限額</th> <th>年間上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補償限度額</td> <td>300万円</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己負担金はありません。ただし、1万円未満の損害額（修理の場合も含む）は対象外となります。</li> <li>● 保険の対象の物品に事故が発生した時点で保険金請求可能な他の保険がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。</li> <li>● 代金の一部のみをカードを利用して支払われた場合には代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乗じた金額が限度となります。</li> </ul>		1事故上限額	年間上限額	補償限度額	300万円	300万円
	1事故上限額	年間上限額					
補償限度額	300万円	300万円					
補償の対象とならない主な場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 紛失・置き忘れによる損害</li> <li>② 物品の欠陥・消耗・さび・変色・虫喰いなどによる損害</li> <li>③ 電気的な事故や機械的な事故による損害</li> <li>④ 使用人の不正、または詐欺・横領による損害</li> <li>⑤ カード会員や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害</li> <li>⑥ 水災・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>⑦ 戦争・侵略行為、反乱・暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害</li> <li>⑧ 核燃料物質その他有害な特性に起因する損害</li> <li>⑨ 物品の誤った使用によって生じた損害</li> <li>⑩ 物品の物的損害に起因する一切の間接損害</li> <li>⑪ 汚損、かき損、擦損、かき傷または塗料の剥がれ等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 など</li> </ol>						
補償の対象とならない物品	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 商品券、航空券、乗車券など</li> <li>② 宅配便など（通販などの輸送中の商品）</li> <li>③ 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの</li> <li>④ 預金証書または貯金通帳（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）</li> <li>⑤ 食料品、飲料（酒類を含みます。）</li> <li>⑥ 船舶（ヨット・モーターボート及びボートを含みます。）、航空機、自動車、原付自動車、自転車、ハンググライダー、ラジオコントロール模型及びこれらの付属品</li> <li>⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの</li> <li>⑧ 動物あるいは植物（剥製・ドライフラワーを含みます。）</li> <li>⑨ 稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの</li> <li>⑩ 職業上の商品として購入したもの</li> </ol>						
保険金支払の時期	保険金の支払は当該物品のカード利用代金決済後となります。						
代位	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの保険による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた物品、及び会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。</li> <li>② 会員は損害保険会社が取得する前項の権利の保全及び行使並びにそのために損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。</li> </ol>						
損害保険防止の義務	会員は事故が生じたときの損害発生防止及び軽減につとめなければなりません。						
準拠法	この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行われたものであり、会員が損害保険会社に対し補償の請求を行う場合も日本国の法令適用があります。						

## ショッピング安心保険事故の通知について

■万一事故にあわれた際は、ただちに損害保険ジャパン日本興亜株式会社までご連絡ください（下記専用電話）。事故の日から45日以内にご連絡がない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

### ショッピング安心保険ホットライン

☎0120-279-109 ☎018-803-7631  
24時間受付／年中無休

## ショッピング安心保険に関する保険金請求書類

保険金請求のためには下記の書類が必要になります。（事故発生日から90日以内に提出ください。）  
クレジットカード売上票がない場合は保険金請求ができませんのでご注意ください。

保険金請求に必要な書類	損害の状況	
	修理可能な場合	修理不可能な場合
カード（コピー）	○	○
保険金請求書	○	○
罹災証明書・事故証明書	○	○
クレジットカード売上票	○	○
修理見積書		
修理代金請求書	○	-
修理代金領収書		
全損証明書	-	○
写真または現物	○	○
他保険の保険金請求書	○	○
委任状	○	○
盗難届（盗難の場合のみ）		◎
その他関係書類	○	○

（注）◎印は必要な書類、○印は場合によって必要となる書類

# セゾンゴールド・アソシエ アメリカン・エクスプレス・カード

## 国内旅行傷害保険 ショッピング安心保険 のご案内 （補償規定）

## ACCIDENT INSURANCE

### ■国内旅行傷害保険

2017年10月1日以降に出発されるご旅行から適用となります。

### ■ショッピング安心保険

2017年10月1日以降にカードで購入した物品から適用となります。

-----  
保険の内容については、損害保険ジャパン日本興亜（株）所定の約款に基づきます。

### ■引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（引受幹事保険会社）  
セゾン自動車火災保険株式会社

共同保険契約に関するご説明  
この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。  
各引受保険会社は、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

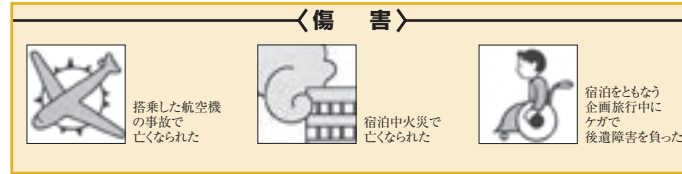
(14AC-3000-1708)(2017.8)

SAISON  
CARD  
INTERNATIONAL  
クレディセゾン

# 旅先で“もしも”の時に、お客様はもちろんご家族もしっかりサポートします。

## 国内旅行傷害保険

会員様とご家族の、ご旅行中の事故を補償します。



補償項目	お支払い限度額(保険金額)	
	本会員	家族※1
傷害死亡・後遺障害	3,000万円	1,000万円
入院日額	5,000円	5,000円
通院日額	3,000円	3,000円

※1 家族特約の被保険者の範囲は、本会員の配偶者、本会員または配偶者と生計をともにする同居の親族、別居の未婚のお子様です。

## 国内旅行傷害保険のあらまし

担保項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害死亡・後遺障害	下記①から③によるけがで事故の日から180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合。 ①公共交通乗用具に搭乗する以前にその料金をクレジットカードで支払い、公共交通乗用具に搭乗中の事故によって傷害を受けた場合。 ②旅館、ホテル等の宿泊施設にチェックインする以前に、その料金をクレジットカードで支払った場合、またはノークーポンシステムを利用して宿泊施設の予約を行った場合に、宿泊中の火災、破裂、爆発により傷害を受けた場合。 ③宿泊を伴う募集型企画旅行でクレジットカードにより事前にその料金を支払った場合、募集型企画旅行に参加している間に傷害を受けた場合。	死亡された場合……… 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払い致します。 後遺障害が生じた場合…… 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額3%から100%をお支払い致します。
入院・手術・通院	〈入院保険金〉 上記①から③の傷害により事故発生から8日間以上入院した場合。(事故日から180日以内の入院が対象) 〈手術保険金〉 入院保険金が支払われる場合に、その傷害の治療のため所定の手術を行った場合。(事故日から180日までの手術が対象) 〈通院保険金〉 上記①から③の傷害事故発生から8日間以上通院した場合。(事故日から180日以内の通院に対し90日を限度)ただし、平常の業務、日常生活に支障の無い程度に治った以降については保険金をお支払しません。	入院の場合…5,000円(日額) 通院の場合…3,000円(日額) 手術の場合… 5,000円×(手術の種類により)10倍～40倍

- (注)ノークーポンシステムとは、カード加盟店である旅行者に対して、カードにより料金を支払うことを告知して予約を行うシステムをいいます。  
 (注)募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行(平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの)をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。  
 (注)募集型企画旅行に参加中とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行の日程に定める最初の運送・宿泊機関等(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。)を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離れた期間は除きます。  
 (注)公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます。(時刻表に基づき運行されている航空機・電車・船舶等を指し、タクシー・ハイヤー・レンタカー・社用車は除く)  
 (注)他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払します。

## 保険金をお支払いできない主な場合

- 国内での傷害
  - 故意、重過失
  - けんか、自殺、犯罪
  - 無資格運転、酒気帯び運転
  - 脳疾患、疾病、心神喪失
  - 他覚症状のないむちうち症、腰痛
  - スカイダイビング・山岳登山などの危険なスポーツ中の事故
  - 戦争・侵略行為、反乱、暴動
  - 地震 など

## 他の保険契約がある場合の取り扱い

他のクレジットカード付帯の保険契約から保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額が限度となります。

## 国内旅行の際のお願い

- ・国内旅行に行かれる際には「本紙」をご持参いただくと安心です。
- ・ご旅行出発前に特別な手続は必要ありません。

## 国内旅行傷害保険事故の通知について

■万一事故にあわれた際は、ただちに損害保険ジャパン日本興亜株式会社までご連絡ください(下記専用電話)。事故の日から30日以内にご連絡がない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

## 損保ジャパン日本興亜事故受付デスク

☎0120-130-242 ☎018-888-9299

(24時間受付、年中無休)

※上記専用電話にて、事故通知の際には保険金請求に必要な書類をご確認ください。

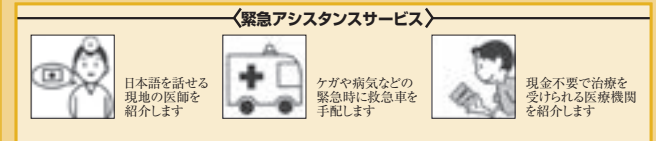
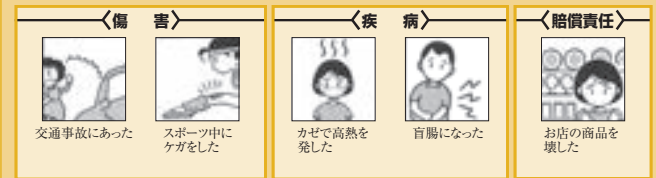
保険金請求書類	e ticket の控え	※保険金請求書					※後遺障害診断書					※他の書類				
		医師の診断書	治療費の明細書および領収書	死亡診断書(死亡地のもの)	事故証明書	支出を証明する書類	示談書(示談金額収書)	損害額(修理費等)を証明する書類	損害品明細書	損害額を証明する書類	除籍謄本	委任状・戸籍謄本	その他の書類			
死亡保険金(傷害)		○		○	○					○	○	○				
後遺障害保険金					○						○	○				
入院・通院保険金		○	○	○								○				

- (注)1. ○印は原則として必要な書類 ○印は場合によって必要となる書類  
 2. ※印は保険会社所定用紙があるものです。

## みなさまがお持ちのゴールドカードセゾンではお客様とご家族の海外旅行中の事故を補償しています。

※セゾンゴールド・アソシエ・アメリカン・エクスプレス・カードはゴールドカードセゾンをお持ちの方へ発行しております。セゾンゴールド・アソシエ・アメリカン・エクスプレス・カードには海外旅行傷害保険が付帯されておりませんのでご注意ください。

## ゴールドカードセゾンの海外旅行傷害保険の内容



※現地の事情などにより、サービスが提供できない場合がございます。

## 支払限度額

担保内容	本会員	家族 ※1
傷害 死亡・後遺障害	3,000万円	1,000万円
治療費用	100万円	100万円
疾病治療費用	100万円	100万円
賠償責任	2,000万円	2,000万円
携行品損害 ※2	50万円	50万円
救済者費用	100万円	100万円
寄託手荷物遅延費用	10万円	10万円
乗継遅延費用	3万円	3万円
出発遅延費用	3万円	3万円

※1 家族特約の被保険者の範囲は、本会員の配偶者、本会員または配偶者と生計をともにする同居の親族、別居の未婚のお子様です。

※2 携行品損害は、自己負担額3,000円、1品あたり10万円が限度となります。